土壌汚染対策法の概要

目　的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制　度

調　査

・有害物質使用特定施設の使用の廃止時（第3条）
・一定規模（3,000㎡）以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第4条）
・土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（第5条）

自主調査において土壌汚染が判明した場合に置いて土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（第14条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域（第6条）

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれが**ある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→汚染の除去等の措置を都道府県知事が指示（第7条）
→土地の形質の変更の原則禁止（第9条）

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域（第11条）

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれが**ない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
→土地の形質の変更時に都道府県知事に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

汚染土壌の搬出等に関する規制

・①②区域内の土壌の搬出の規制（事前届出（第16条）、計画変更命令、運搬基準違反の場合の措置命令）
・汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
・汚染土壌の処理業の許可制度

※下線部分をクリックすると、関連ページへリンクします。